

平成 29 年 6 月 定例会（第 328 回）

平成 29 年 6 月 23 日（金曜日）午後

◆二十四番（田尻匠）（登壇）皆さんこんにちは。田尻匠でございます。これから代表質問をさせていただきますが、その前に皆様方にご報告をさせていただきますと存じます。

この県議会で選出をいただき、関西広域連合に派遣をしていただいております。先日来関西広域連合でシンボルマークが決定をいたしましたので、ぜひとも皆様方にもご承知おきをいただきたいと思ひまして、きょう持ってまいりましたので、ぜひとも見ていただきたいと存じます。

今見ていただきましたとおり、このシンボルマークは、関西広域連合の設立五年と、奈良県の正式加入によって決定をされた、そんなシンボルマークでございます。公募二百五点の中から選ばれたマークは、K a n s a i の頭文字の「K」の形をモチーフに、関西地域の力を結集し、個性とパワーあふれる関西を目指す姿を表現されております。

本年九月九日に、奈良県議会で関西広域連合の私が所属をさせていただいております防災医療常任委員会が初めて開催をされることが決定をいたしました。当日は、関西広域連合の担当委員であります関西広域連合長の井戸兵庫県知事、荒井奈良県知事、久元神戸市長と関西二府六県四政令市の関西広域連合議会議員十九名が、この奈良の地に参集をされます。大いに議論をさせていただき、お帰りには奈良県観光、奈良県の名産品をたくさんお買い上げいただき、ぜひ宿泊していただきたいと存じております。皆様方にご報告を申し上げ、それでは、質問に入らせていただきます。

第三十二回国民文化祭・なら二〇一七、第十七回全国障害者芸術・文化祭なら大会が、九月一日から十一月三十日までの九十一日間の予定で開催をされます。県では、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、観光、文化、スポーツの振興を重要な取り組

みとされております。この大会の開催を、文化という奈良県のブランド力を全国に、世界に発信する大きな契機として、歴史と文化の豊かな蓄積のある奈良県の価値をより明確にできる大会を目指し、文化庁、厚生労働省、奈良県、市町村、文化芸術団体、各実行委員会などが主催者となり、今日県が先頭に立って取り組みがされております。

五月二十八日には、百日前のイベントが奈良市で開催されました。県内の子どもによる獅子舞や能楽、中高生によるダンスや合唱、そしてゲストのアルケミストのコンサートなどが披露されました。私も参加をさせていただき、第三十二回国民文化祭・なら二〇一七、第十七回全国障害者芸術・文化祭なら大会の雰囲気を経験いたしてまいりました。九月二日には、開会式が東大寺大仏殿前で午後七時から開会される予定であります。第三十二回国民文化祭・なら二〇一七、第十七回全国障害者芸術・文化祭なら大会の基本理念として、奈良から日本文化の真髄を探り、その厚みと深みを再認識するとともに、今に繋がる多種多様な文化活動を堪能、展開することにより、継続性と包容力を特色とする日本文化を広く発信する機会とされております。

全国で初めて国民文化祭と障害者芸術・文化祭を一体開催することにより、文化芸術が障害のある方の活力の源になるとともに、障害のある方とない方の新たな関係性が生まれることも大変期待をされるところであります。テーマとして、日本文化の源流を探る、文化の今を楽しむ、文化芸術立国の礎を築く、障害のある方とない方の絆を強くとうたわれております。マスコットキャラクターは藪内佐斗司氏、公式ポスターは絹谷幸二氏、イメージソングは新井満氏、ロゴマークは水野学氏と、話題性をまきながらスタートいたしました。主催事業として、オープニング・フィナーレの総合フェスティバル、シンポジウム事業、国際交流事業、障害者交流事業、分野別フェスティバルと構成されております。

そこで、知事にお伺いをいたします。

この第三十二回国民文化祭・なら二〇一七、第十七回全国障害者芸

術・文化祭なら大会は、かなりの費用をかけて企画、計画されたと思いますが、来場者数や経済効果、また大会後の文化の継承や継続についてどのように考えておられるのでしょうか。

また、県民の認知度はまだまだ低いのではないかと心配をいたしております。スタートまで百日前を切り、あとわずかでございますが、来場者アップにつながる広報についてもどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、(仮称)奈良県国際芸術家村の整備についてお伺いをいたします。

平成三十二年の開村を目指してスタートいたしました(仮称)奈良県国際芸術家村の整備は、地域振興の面から捉えますと、経済的な側面からの地域活性化に加え、昨今は地域振興に関するキーワードとしまして、地域づくりとか地域おこしという言葉をよく耳にします。地域振興に経済的な発展が必要ですが、加えて、地域づくりや地域おこしと言う背景には、プライスレスな価値、そこに暮らす人々のことや生活、郷土愛といった側面が強調されているのではないのでしょうか。その背景には大きく文化が存在していると思います。県民や国民がぜひ(仮称)奈良県国際芸術家村に行きたい。家族や友達を誘ってみたい。奈良県の持つ日本の原風景を肌で感じられる、そのような歴史文化に重点を置いた(仮称)奈良県国際芸術家村の整備を進めるべきだと思います。

さて、昨年十二月議会において整備基本計画が示されました。基本理念として、奈良県の強みである歴史文化資源を活用して、総合的・戦略的に施策展開を図る拠点であり、中心となる文化・芸術振興の取り組みに加え、観光・産業振興、まちのにぎわいづくりなど、政策間連携を図ることで地域の魅力を高め、地域活性化を実現する先駆的な拠点としての整備をするとされております。その上で、歴史文化資源活用・文化資源交流・人材育成機能、文化・芸術振興機能、観光・産業振興機能、情報提供・発信機能、屋外体験機能、賑わい機能と、六つの機

能が挙げられております。それらが文化財修復・展示棟、複合棟、伝統工芸施設、農村交流施設などとして施設整備されることになっていますが、私は、同じ整備をするなら、質の高い、グレードの高い整備が必要だと考えております。

また、去る二月議会平成二十八年度奈良県一般会計補正予算案として提出をされました文化財活用推進事業においては、4K映像を想定した映像制作が上がっていましたが、設備面においても大いなる関心があるところであります。(仮称)奈良県国際芸術家村が開村いたします二〇二〇年ころには、さらに高精細な8Kが商業ベースに乗っているものと思います。映像技術だけでなく最先端の技術を盛り込んだ未来志向の展示展開等が、その画期性と話題性で県内・国内はもとより世界からも入場者を集めることにつながっていくのではないかと思います。

奈良の歴史性との関連にも触れておきたいと思っております。県内には国宝・重要文化財に指定されている建築物や美術工芸品がたくさんあります。奈良県にこそ本物が残っていることを発信するとともに学べる施設が必要ではないでしょうか。今年度は建築設計業務などを詰めていかれるようでありますが、そこで施設整備や展示展開について、現在の検討状況を知事にお伺いいたします。

特に、文化財修復・展示棟整備がうたわれておりますが、ぜひ奈良の歴史が学べる施設であってほしいと思っております。これからどのように整備をしていこうと考えておられるのか、コンセプトを含めてお伺いいたします。

次に、知事はきのうの本会議で、年間来村者五十五万人、県内経済効果十八億六千万円の見込みを発表されましたが、その目標達成のためにも、(仮称)奈良県国際芸術家村が他の文化施設や学校、もろもろの機関とどのように連携をとろうとしておられるのかお伺いいたします。

(仮称)奈良県国際芸術家村は、天理市杣之内町に建設されますが、

基本計画では、中心となる文化・芸術振興の取り組みに加え、観光・産業振興、まちの賑わいづくりなど政策間連携を図ることで地域の魅力を高めるとうたっております。

ご承知のように、天理市内には天理教本部、天理大学、シャープ天理工場など、国内のみならず世界的に有名な諸機関がございます。地域づくりは一人でなるものではありませんし、(仮称)奈良県国際芸術家村ができることで、それが媒介役となって天理市内にある諸機関が有機的に連携し、地域の発展につながることを大変重要かと思っております。私も、今日まで数多くの海外や、あるいは東京からのお客様を、そしてまた報道やテレビ関係の皆さんを奈良県に案内させていただきました。県内各地の名所はもとよりのことではありますが、天理教本部へご案内を申し上げます。一様に感嘆され、本殿前での丁寧なおもてなしに感動をされておられました。また、天理大学には歴史ある図書館や資料がございます。学生さんたちが多く学ばれておりますし、シャープ天理工場におかれても、数年前には本社の入社式を天理工場でされました。かつては最大六千人の従業員の方々が勤めでしたし、今でも研究・開発部門として国内外からたくさんの皆さんがお越しになっております。このように、天理市には多くの魅力が存在いたします。

そこで天理市においても、天理を芸術あふれるまちにするための諸施策展開を検討されるようですが、どのように連携をされるのか、知事にお伺いをいたします。

さらに、県内にある歴史文化に関する諸施設、機関、有名な橿原考古学研究所などと有機的に連携することが必要と考えます。(仮称)奈良県国際芸術家村という文化・芸術の中心、へそができることの効果を最大限引き出さなくてはなりません。どのように連携、ネットワーク化を図っていくのかお伺いをいたします。

次に、吉城園周辺及び高畑町裁判所跡地整備事業について、重ねてお尋ねをいたします。

奈良公園の歴史は、明治十三年二月、興福寺の旧境内地等の風致景

観を守るために、その一画を公園としたことに始まり、その後、明治期に入って公園の拡張整備を経て、現在の奈良公園の姿を形成してまいりました。また、大正十一年に国の名勝に指定されて以降、文化財として保存されてきました。さらに平成十年には、春日大社、興福寺、東大寺、春日山原始林などが世界遺産古都奈良の文化財に登録をされております。このように、多くの先人たちの努力により、社寺一体となって守られてきた奈良公園は、今日国内はもとより中国をはじめとして世界中からたくさんの皆様に訪れていただいております。

そして、奈良公園と言えば、やはり鹿があまりにも有名でございます。今も国内外からの多くの観光客の皆さんは、鹿との身近さと人懐っこさに感動され、鹿せんべいや、写真撮影をして大変喜んでおられると思います。中国からの観光客も、インバウンドの影響で日本にたくさん訪れていただいております。中国人の方が強く関心を持たれるのは、富士山、温泉、雪、鹿とも言われております。現在、奈良公園には約千二百頭の鹿がいます。鹿の育成・保護などに愛情を込めて育てていただいております奈良の鹿愛護会の皆様方に心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、奈良公園の有する本質的価値を適切に保存管理するとともに、地域の共有財産として有効に活用する指針を定めるため、平成二十三年に名勝奈良公園保存管理・活用計画が策定をされました。それに基づいて知事公舎、副知事公舎、旧世尊院、旧青少年会館、吉城園主棟や庭園は外観保存や様相を残しつつ吉城園周辺整備をされることが発表されております。この地域は、文化財保護法、古都保存法、奈良市風致地区条例などにより、建築高さが八メートル以下、建蔽率二〇％以下、緑地率四〇％以上と屋根の形状、部材、色彩指定など数々の規制がございます。このような中で、知事公舎はレストランとして活用されるようでありましたが、天皇陛下認証の間はライブラリーとして保存されるようでありました。その他の施設は交流施設や多目的ホール、茶室などに活用され、宿泊施設が三施設整備されるようでありました。

高畑町裁判所跡地は民間の別荘として使用され、昭和二十六年から平成七年まで裁判所の官舎として使用されました。平成十七年には、国からの申し出により奈良県が買収された土地であります。この跡地に、奈良県の施工により腰かけ待合、庭園、茶室が整備され、民間施工により宿泊施設、飲食施設が整備される予定でございます。この跡地も、先ほどと同じくさまざまな法律規制と厳しい許可基準がございます。これらの整備に対しては、期待する声がある一方、奈良公園に巨大なリゾートホテルが建つのではないかと、奈良公園の景観を壊すのではないかと心配の声があるのも事実であります。そのような中、奈良県は、地元説明会をことし三月、六月と二回開催をしております。

そこでお尋ねをいたします。吉城園周辺及び高畑町裁判所跡地整備の狙いについて、改めて知事のお考えをお伺いいたします。

また、全国的にも注目される事業になってくると思っておりますが、今後も丁寧なプロセスが必要と考えますが、どのように進められるのかお伺いをいたします。

次に、奈良県営住宅の整備についてお伺いをいたします。

今日奈良県内の県営住宅は、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、宇陀市、三宅町、田原本町、吉野町の十市三町に四十四団地、七百四十棟、八千二百三十六戸が保有され、約六千戸に入居をされておられます。建設年度は、昭和二十年後半から昭和四十年代に建設された建物が大半で、建築後五十年が経過をしております。家賃も、最も低い住戸で入居者の所得にもよりますが、一千五百円から五万五千三百円と幅広く対応をされております。高度成長期にマイホームを持つことが夢の大きな一つであった時代に、そのステップ段階として多くの県民の皆さんに居住していただき、奈良県に定住していただく礎になりました。しかし、多くの県営住宅は外見から築経過年数の古さが一目瞭然であります。

現在、建てかえ計画の状況は、昭和四十年から昭和四十四年度に建設をされました戸数二百八十戸中、入居戸数約百六十戸の桜井市の

桜井団地が計画をされております。また、天理市の天理団地における余剰地の民間活用を検討中とのことですが、私は、建てかえをすることで中期計画として決定をし、今までの県営住宅のように一目瞭然で県営住宅とわかる建物ではなく、モダンな、その立地条件にマッチングした外見や設計にすることも必要かと思えます。また、内装も、バリアフリーはもちろんでございますが、県内材料や県内生産されている奈良の木を率先して使用するべきだと考えております。そして、ワンルームから大家族まで居住できる多様な間取りも計画されてはいかがでしょうか。

また、県営住宅の駐車場の整備も、私は平成五年当時この県議会で、県営住宅駐車場が一台もないのはおかしいと指摘して以来、それから徐々に整備が始まったのが最初だと認識をいたしております。しかし、今日でも、団地の管理戸数の一〇〇%の区画数の駐車場が整備されていない団地もまだまだあります。これからの時代は、一家に一台はもとより、二台の時代でございます。そのことも鑑みれば、一〇〇%は当然だとも思います。

また、これからの県営住宅の活用ですが、私は、ぜひとも震災や災害で住居に住めなくなった方々の仮設住宅を各団地に一定戸数確保する必要があるかと、以前から強く考えております。しかし、制度上難しいとされるならば、先ほどご案内をいたしました関西広域連合の防災医療常任委員会で公営住宅での被災者の皆さんのための用意が整えられるように、関西広域連合から政府、国土交通省、関係省庁に要望するよう提案をいたしたいと思っております。

そこでお伺いをいたします。築五十年近く経過をいたします県営住宅について、建てかえを含め、どのような計画・ビジョンをお持ちなのか。また県営住宅跡地の地元市町村あるいは民間への売却など、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

あわせて、これからの県営住宅の使命はどのようにお考えなのか、重ねてお伺いをいたします。

次に、アスベストの使用についてお尋ねをいたします。

国土交通省の発表いたしました公共賃貸住宅における吹き付けアスベストに関する調査結果から、NHKと中皮腫・アスベスト疾患患者と家族の会による共同調査では、奈良県内の公共団地にもアスベストを使用していた団地が存在すると発表されております。県営住宅の状況はいかがでしょうか、お伺いをいたします。

さまざまな観点から県営住宅のあり方について申し上げましたが、知事の答弁をお願い申し上げます。

次に、高齢歩行者の交通事故防止について警察本部長にお伺いをいたします。

本年の交通死亡事故は、六月十五日現在で残念ながら二十二の方が亡くなり、そのうち十四の方が六十五歳以上の高齢者の方であります。また、高齢者十万人当たりの交通事故死者数を見ても、全国平均と比べて本年は特に悪いようであります。つまり、全国的に見ても、県内では高齢者が多く亡くなっているとのことであります。

私は、平成二十七年十二月議会で高齢ドライバーの交通事故防止について質問をいたしました折、県警察ではこれまで参加・体験・実践型の交通安全教育の実施、運転適性相談窓口を設置しての相談対応、さらには高齢ドライバーの方が運転免許証を自主返納されるための支援事業等を拡充すべきだと提案いたしました。その後、本年三月には改正されました道路交通法が施行され、七十五歳以上の運転者が認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為をしたときは、臨時認知機能検査を受けなければならない、この検査で認知症のおそれありと判定された方は、臨時適性検査という医師の診断を受けるか、主治医等の診断書を提出するなど、高齢ドライバーの交通事故防止は、全国的に取り組みがされております。

他方、県内では、本年に入って高齢者が歩行中に車にひかれて死亡される事故が多発をしております。近年は健康長寿ということで、ウォーキングをされる高齢者の方がふえております。こうした方や、運

転免許証を自主返納された方などが安全で安心して道路を歩行できる環境をつくることは、きわめて重要であります。特に奈良県においては、高齢者人口は年々増加傾向にあり、高齢者人口将来推計を見ると、今後全国より速いスピードで高齢化が進んでいくと見込まれます。このようなことから、高齢者の交通事故防止は、喫緊の課題でございます。

そこで、これら高齢歩行者の交通事故防止をするために、県警察では現在どのような対策に取り組んでおられるのかお伺いをいたします。

以上をもちまして、壇上からの第一問とさせていただきます。ご清聴誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（川口正志） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）二十四番田尻議員のご質問がございました。

最初のご質問は、第三十二回国民文化祭・なら二〇一七及び第十七回全国障害者芸術・文化祭なら大会についての質問でございます。来場者数、経済効果、継承・継続、広報についての質問でございます。

かなり費用がかかるものだというお言葉がございましたが、奈良県の第三十二回国民文化祭・なら二〇一七、第十七回全国障害者芸術・文化祭なら大会の費用でございますが、国で約半額を負担していただきますとともに、他県で行われたこれまでの予算規模に比べましては、相当節約型になっております。また、他県では三週間、一カ月ぐらいでございますが、奈良県では三カ月もの長きにわたって行うといった特徴がございます。

そこで、その内容でございますが、本年秋に開催いたすわけでございますが、まず奈良県実行委員会主催の総合フェスティバルや障害者交流事業などが二十八事業ございます。市町村実行委員会主催の分野別フェスティバルが七十五事業ございます。全体で百三の文化・芸術

事業を実施いたします。また、民間団体等がされる応援事業も、現時点で六百事業を超えている状況でございます。

これらの事業形態は、文化施設などで行うもののほか、駅や広場のオープンスペースで鑑賞するものなど、多岐にわたっております。現時点で全体の来場者数を想定することは多少難しいものと思っております。

ただし、参加団体等へのアンケート調査では、分野別フェスティバルの出演予定者は五千名を超えております。これに近府県や県内からの鑑賞者、応援事業参加者を加えますと、かなりの数の来場者になるものと予想しております。また、来場者の中に障害者の方がおられますので、バリアフリー、また移動の支援などの配慮も重要かと思っております。

経済効果でございますが、各イベントへの来場者数などを踏まえまして、客観的かつ今後の参考となるよう、第三者による効果算定を行っていきたいと思っております。現在、専門家の方と調整を進めているところでございます。

また、大会後の文化の継承・継続でございますが、一体開催するこの大会で得た成果・ノウハウを、奈良県大芸術祭や奈良県障害者芸術祭など、これまでやっております県独自の文化・芸術施策の中でどのように受け継ぐかという観点から、継承・継続を検討してまいりたいと考えています。

来場者数アップにつながる広報でございますが、これまでも三月のプレガイドブックの発行、県内外各地でのポスターやのぼりの掲出、イベント会場でのPR活動など、さまざまな広報活動を行ってきているところでございますが、今後は、この七月に発行いたします公式ガイドブックをはじめ、各駅でのデジタルサイネージや電車・バス車内での印刷物の掲示なども行う予定でございます。また、若年層を中心に広がっておりますSNSの活用や、報道機関のご協力により事前ワークショップや作品制作過程なども情報発信していきたいと思ってお

ります。

開催まで残りわずかとなりましたが、より多くの方々が第三十二回国民文化祭・なら二〇一七、第十七回全国障害者芸術・文化祭なら大会にご興味を持っていただき、参加いただけますよう、さまざまな年齢層や生活の場面に合わせ、多様なツールを活用して積極的広報を展開していきたいと思っております。

二つ目のご質問でございますが、(仮称)奈良県国際芸術家村の整備についてでございます。

まずそのコンセプトについてどのように整備をしようと思っているのかということでございますが、議員がお述べになりましたように、奈良らしさと質の高さということにこだわって整備が進められたらと思っております。

(仮称)奈良県国際芸術家村の整備でございますが、昨年度策定いたしました基本計画における必要な機能、規模等を踏まえ検討を進めておりますが、今年度実施いたします建物の基本設計の過程におきましても、各施設の詳細な仕様を具体化していくことになろうと思えます。

議員お述べの、文化財修復・展示棟でございますが、歴史文化資源の保存・活用と人材育成という観点から、この村の主要な機能を担う施設であると考えております。このため、県文化財保存事務所の移転や文化財の保存修復に係る団体・企業の誘致などによって、文化財の保存修復や後継者の育成を一体的に行っていく施設になればと思っております。その文化財の修復現場の公開・解説や仏像等のレプリカの直接接触、ハンズオン展示などによりまして、来訪者が直接歴史文化資源に文字どおり触れ合う機会を提供できたらと思っております。

なお、展示展開に当たりましては、来訪者が本県の本物の歴史文化資源に触れ学ぶ機会や、この施設で創作活動を行う芸術家の作品などを介して、上質な文化芸術にふれあう機会が提供できるよう検討してまいりたいと思っております。

この（仮称）奈良県国際芸術家村の天理市との連携、また、関係する機関とのネットワーク化をどのように考えるかというご質問がございました。

奈良県文化振興大綱にも記載しておりますが、本県の歴史文化資源活用の総合拠点として、この（仮称）奈良県国際芸術家村を整備する考えでございます。また、文化芸術とのふれあいの場として整備を行いたいと思っておるものでございます。したがって、県内の歴史文化に関する施設や地元行政、民間教育機関、研究組織などと連携をしてネットワーク化を図り、この村が拠点の一つになるように整備、また活動の展開を進めていけたらと思っております。

地元であります天理市との連携につきましては、天理市がことし四月にオープンいたしました駅前広場、コフ・フンでございますが、これから、この（仮称）奈良県国際芸術家村までの間を、芸術通りとして整備することになっております。単なる点としての整備ではなく、天理市内におきましても、芸術ゾーン・芸術通りとして面的に広がる可能性がありますので、大いに期待をしております。また、開村までの間、国内外の芸術家を招き、芸術文化活動を行う事業を県と市が連携してモデル的に実施することも予定をしております。

また、関係の機関でございますが、橿原考古学研究所をはじめとする県内の歴史文化に関する施設との連携につきましては、この（仮称）奈良県国際芸術家村におきまして、本県の歴史文化を学んでいただいた上で、各地の歴史文化施設等において、その特色や専門性を生かした来訪者の学びを深めてもらうといったような連携のあり方について、今検討を行っております。

また、民間企業との連携におきましては、本村の整備に当たりまして、既に行政、観光・農業等の関係者、地元団体、金融機関などで構成されます（仮称）奈良県国際芸術家村企画協議会の中で意見交換を行っておりますが、引き続き地域、地元にある民間企業、団体の方との連携も図りながら、地域全体がよくなるように、より広く活性化がで

きるように願っておるところでございます。事業のもくろみをどのようにするか、より広くこれから情報収集して意見を求める活動が大事かと思っておるところでございます。

吉城園周辺、高畑町裁判所跡地整備事業についてのご質問がございました。プロセスについてのご質問が中心であったかと思えます。

議員お述べの吉城園周辺地区と高畑町裁判所跡地につきましては、名勝として豊かな歴史的・文化的価値を有しております。しかし、吉城園周辺地区では一部の建物が老朽化し、また、高畑町裁判所跡地は敷地内に竹林が繁茂するなど環境を損ねてきております。両地区とも、絶好のロケーションにもかかわらず、有効に活用されていない状況に至っております。

このため、名勝指定時をしのばせる上質で低層の宿泊施設などを、民間の活力を最大限活用して整備することが名勝奈良公園としての価値をさらに高め、将来にわたり両地区をよりよく維持・利活用できるものと考えたところでございます。

宿泊施設以外にも、吉城園周辺地区では、建物や景観などの風情を守りつつ、サンフランシスコ講和条約の批准書に署名された知事公舎の御認証の間や旧世尊院などを歴史文化の発信の場として公開をする予定でございます。高畑町裁判所跡地におきましては、文化的価値のある庭園や茶室を復元することになっております。両地区とも多くの方が楽しく利用していただける施設となっております。

このように、ポテンシャルの高い場所にゆったりとくつろげる宿泊施設などを整備することにより、観光分野での国際競争力を高め、世界中から多くの方が奈良公園へ訪れていただけるものと確信をしております。両地区の整備が、世界に奈良のブランド力を大いに発信できる拠点になるものと考えております。

両地区とも、これまで奈良公園地区整備検討委員会や検討部会で十分に議論を尽くすとともに、専門家による現地調査も行い、計画を固めてまいりました。また、地元説明会や地元自治会へのチラシの配布

など情報発信にも努めてまいりました。この七月にも地元説明会を予定しているところでございます。今月十六日には、文化庁から文化財保護法に基づく現状変更の許可をいただいたところでございます。名勝の価値を決して損ねないよう丁寧な整備に努めてまいりたいと考えております。

今後、詳細な調査や設計を行い、整備の内容などにつきましては、適宜、奈良公園地区整備検討委員会に報告するなど、丁寧な情報発信に努めながら、平成三十二年春のまちびらき、新公園びらきを目指していきたいと考えております。

次のご質問は、県営住宅の今後の整備についてでございます。

住宅・まちづくり政策のアクションプランとして県独自の奈良県住生活ビジョンというものを策定してきております。この中で、県営住宅につきましては、入居されている高齢者や子育て世帯などが安心して暮らせる環境整備や質の高い公営住宅整備の推進を重要課題として位置づけているところでございます。

これらを踏まえまして、老朽化が著しい県営住宅につきましては、集約・再編による更新を進めようとしております。平成二十六年度に県営小泉団地の建てかえが完了しております。今年度は周辺景観との調和を図り、地域のまちづくりと連携して県営桜井団地の建てかえ工事に着手する予定でございます。また、比較的新しい住棟への住みかえを促進するとともに、耐用年数が残る県営住宅は、長寿命化を図るための改修を進めていきたいと思っております。

県営住宅跡地につきましては、地元自治体と調整いたしまして、地域に必要な施設の導入等、まちづくりに資する活用の検討を行った上で、売却も含め、また市町村への払い下げも含め、地域にとってよりよい跡地活用を検討してまいりたいと思っております。

なお、奈良県住生活ビジョンは、策定後五年を経過したため見直しを行っている最中で、本年十二月に改定する予定でございます。改定に当たりまして、これまでの方針に加えまして、県営住宅とまちづく

りの連携につきましても、明確に位置づける予定でございます。県営住宅計画から住生活ビジョンというふうに進展をしている過程でございます。

これからの県営住宅の使命につきましても、大きく二つあると思いますが、公営住宅法の趣旨を踏まえまして、県民の居住の安定のためのセーフティネットとして、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することであろうかと思っております。また、県営住宅を核としたまちづくりの推進により、より広く地域の住民の暮らしやまちづくりにも貢献する必要があるかと思っております。

今後とも、より一層県民の住んで良しを実現できるよう、住宅・まちづくり政策を進めてまいりたいと思っております。

次のご質問は、県営住宅におけるアスベストの使用状況についてのご質問でございます。

過去、国土交通省の調査に基づきまして、吹き付けアスベストの使用状況及び過去の飛散防止対策の実施状況について調査を行っております。居室内の吹き付けアスベスト等が使用された県営住宅はございません。そのことは確認しているところでございます。

私に対する質問は以上でございました。ご質問ありがとうございました。

○議長（川口正志） 安田警察本部長。

◎警察本部長（安田浩己） （登壇）二十四番田尻議員から、私には、高齢歩行者の交通事故を防止するための対策についてご質問をいただきました。お答えを申し上げます。

県内の交通事故死者数は三年連続で増加しており、本年も昨日現在で二十五人と前年より八人も増加するなど、きわめて深刻な状況にございます。中でも亡くなられた方のうち十六人が六十五歳以上の高齢者で、全体の六割強を占めており、とりわけ歩行中の高齢者が十人も

亡くなられております。議員ご指摘のとおり、今後高齢者人口の増加が予想される現状において、高齢歩行者の安全確保は喫緊の課題であると認識をしております。

こうした状況を踏まえまして、県警察では、広報啓発活動や高齢者交通安全教室の開催、交通指導取り締まり等を強力に推進するとともに、抜本的な対策として、過去に発生した高齢歩行者の事故を詳細に分析し、その要因と対策を検討いたしました。その結果、発生の多い事故形態として三つの形態があることが明らかになりました。その一つ目は、高齢者が交差点で横断歩道を横断中に右折車両にはねられる事故であります。二つ目は、高齢者が横断歩道のない道路を横断中に直進車両にはねられる事故であります。三つ目は、高齢者が横断歩道を横断中に直進車両にはねられる事故、この三つの形態が多いということが明らかとなっております。

それぞれの事故形態への対策といたしましては、例えば交差点での右折車両との事故では、信号機を歩車分離式にしたり、交差点を改良して歩行者を発見しやすくするなどの対策が考えられると思います。また、横断歩道のない道路を横断中の事故では、横断歩道の新設を検討することが考えられます。さらに、横断歩道を横断中の事故では、横断歩道の補修や照明をつけるなどの対策が考えられるところでございます。

こうした高齢歩行者の交通死亡事故抑止対策につきましては、喫緊の課題の一つとして、先般私から荒井知事に対して説明を行い、現状認識を共有させていただいたところであります。今後、重大事故が実際に発生した箇所及び当該箇所と同様の道路交通環境を有する危険箇所をリストアップいたしまして、緊急性の高い箇所から順次可能な対策を講じてまいりたいと考えております。

もちろん、これらの対策については、県警察のみでできるものではございません。今後も県財政当局はもとより、道路管理者等の関係機関と連携を密にして、一件でも高齢歩行者の交通事故を減らせるよう

努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川口正志） 二十四番田尻匠議員。

◆二十四番（田尻匠） 今、知事はじめ警察本部長から答弁をいただきました。数々の県内の事業や、あるいは取り組みがなされているところでございますが、やはり広報活動あるいは県民の皆様方への周知がなかなかうまくいかない部分があるのではないかと、このようにも思っております。そういう意味におきましては、大変広報の難しさもあろうかと思いますが、これからの時代、SNSもそうでありますが、やはりマスメディアの中でもテレビというのは大変大きな影響があるのではないかと思っております。そんなことを含めて、これから新たな広報を含めた考え方・取り組みが必要かとも思っておりますし、奈良県はやはり質のよい、そして障害者の皆様方にも大変優しい、そんな人柄や、あるいはそんなまちでなくてはならないと、このように強く思うところでございます。

先日も関西広域連合圏内の議員の皆様方が、あるスポーツ会で奈良県にお見えをいただきました。遠くは徳島県や、あるいは鳥取県、兵庫県からもお見えをいただきましたが、残念ながら大阪府で宿泊をされたり、あるいは京都府で宿泊をされたり、一件、奈良県でお泊まりをいただきましたが、なかなかマッチングしたホテルがないと、このようにおっしゃっておられて、お帰りをいただいたところでありますが、総合的なことを含めて整備をするところは整備をしながら、やはり質の高い、そしてまた県民の皆様方が納得いただける、そんな整備を進めていただきたいと思います、このように思っているところでございます。

また、警察本部長からは、私どもが考えることと同じような答弁をいただき、大変ありがたく思っておりますが、今後の交通事故の防止

は、やはり高齢者の皆様方も元気で体を動かしていただき、活動をしていただくことが大変重要かと思っております。そんな中で、交通事故の防止に関して、知事と警察本部長が現状認識を共有して討議・議論をいただくということは大変ありがたいことだとも思っておりますし、警察本部長は、この答弁の中で申し上げられませんでした。やはりいろいろな整備には大変な費用がかかります。予算がかかるのは当然であります。やはりそういうことも含めてしっかりと認識をしていただかなくてはならないと思っておりますし、また、財政当局の皆様方もしっかりと連携をとっていただき、県民の皆様方の安全のために全力で取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

そんな中、一例でございますが、横断歩道の整備については警察本部長がおっしゃられたとおりであります。例えば歩道につきましても、県やあるいは国土交通省を含めて、いろいろな予算や補助金でノンステップバスが走るようになってまいりました。しかし、現場の声を聞きますと、歩道が高い。せっかくノンステップバスを導入しながら、車を、バスを寄せることができないので、どうしても間隔があいてしまいます。そうなれば、せっかくのノンステップバスの意味がなく、歩道をこれから整備するときには低くしていただきたいと思います。このような現場の声も聞き及んでまいりました。そういうことを含めて、これからしっかり丁寧に取り組んでいかななくてはなりません。これから高齢化社会に向かっていく現実をしっかりと認識しながら、県民の皆様方の安全・安心なまちづくりのために全力で取り組んでいただきますことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。